市報あくね
発行所　役所　市進課
発行人　阿久根市長　松田
編集　調査課
TEL（代表）140

市議会第二回臨時会

29年度 旧阿久根市 旧三笠町 の 一般會計 特別會計 の決算を承認

外、本屠場設置など14議案を可決

市議会第二回臨時会は去る2月18日開会、22日終了したが、29年度の旧阿久根市、旧三笠町の一般会計及び上水道特別会計、国民健康保険特別会計の決算並びに旧三笠町の30年4月1日から9日までの一般、特別会計の決算を承認、公営住宅建設事業、失業対策事業費、教育施設の整備費、本屠場の設置などの起債、その他公営住宅の工事請負契約など14議案を原案通り可決した。本臨時会における議事概要は次の通り

提出された議案

◎運輸省小港湾指定申請承認について
今後運輸省の小港湾としての指定を受けていなければ災害を受けた場合国庫補助の対象にならないので、同省の指示に基き佐潟、大漁、倉津、赤瀬川、高之口、尻無、小漁大川、八鍾、折口港の10港の管理者を阿久根市長と定め、運輸省小港湾指定を申請するについての承認
※原案可決

◎昭和29年度、30年度旧三笠町一般会計及び国保特別会計の決算承認について
旧三笠町29年度一般会計
才入三五、〇九四、三〇三円
才出三五、〇九四、一一二円
差引引継金　一九一円
国保特別会計
才入　六、〇五〇、一六〇円
才出　五、八八八、〇〇六円
差引残金　一六二、一二九円
円の内　五五、〇〇〇円は30年度（4月1日から9日迄分）に繰越し、一〇七、二五四円は合併に伴い阿久根市国民健康保険へ引継ぐ
30年度4月1日から9日までの分
一般会計
才入　一、八〇二、三一〇円
才出　二九五、二七二円
差引　一、五〇七、〇三八円
を阿久根市に引継ぐ
国保特別会計
才入　五五、〇〇〇円
才出　五三、二一一円
差引　一、七八九円
以上の決算承認を求めた
※原案通り可決

◎西目小学校義務教育施設整備事業費の起債承認について
西目小学校の校舎新築費の内二五〇万円の起債
※原案可決

◎過年度災害土木復旧事業費の起債承認について
川畑道路、阿久根海岸、高之口海岸の30年度災害復旧に充当するため二五〇万円の起債
※原案可決

◎簡易水道新設事業費の起債承認について
黒之浜簡易水道事業費一〇〇万円の起債
※原案可決

◎公営住宅建設事業の起債承認について
公営住宅の建設事業費一八〇万円の起債
※原案可決

◎失業対策事業の起債承認について
失対事業費の一九〇万円の起債
※原案可決

◎漁港修築事業費負担金の起債承認について
阿久根港の修築負担金四五〇万円の内二五〇万円の起債
※原案可決

◎六三制整備費の起債承認について
阿久根小、中、田代中学校の校舎建築費三二〇万円の起債
※原案可決

◎屠場建設費の起債承認について
屠場敷地の買収について
現在の簡易屠場を本屠場として拡張整備するため二五〇万円の起債
※原案可決

◎第一種木造公営住宅（六棟分）の工事請負契約について
※原案可決

◎第一種簡易耐火構造公営住宅の工事請負契約について
別途本号に掲載の公営住宅の建設工事請負契約についての承認
※原案可決

折口地区中は三笠中へ

通學區を變更

折口地区は地域的にもこれまで三笠中学校への通学を強く希望してきたが、合併によって同じ管轄になったので両校の通学区域のことについていろいろ研究を進めてまいり、去る一月十八日の定例教育委員会において次の通り決定をみ、四月一日より実施することになりました。

あらたに同地区から三笠中へ通学する生徒数は、男子二〇名、女子二〇名、計四〇名であります。

一、折多小学校区の内、折口東、永田下、永田上、牟田駐在区の生徒は三笠中学校に通学する。

二、折多小学校区の内、多田（内田、丸内、大下、陳之尾）駐在区及び大林駐在区の生徒は、従来通り鶴川内中学校に通学する

三、筒田駐在区の生徒は従来通り三笠中学校に通学する

四、右の変更になつた駐在区の生徒は昭和三十一学年度より年次的に新一年生のみ新通学区に従うものとし、現在の一二年生は卒業するまでは従来通りの通学区によるものとする。

みんな胸に"緑の羽根"を

運動期間 2月20日 ～ 3月20日

美しい緑の山に囲まれ、山紫水明の国と謳はれてきた私たちの国土は、戦争のために荒れ果ててしまいました。

この緑の運動は私達の手で一日も早くこんな状態から立直ろうとする運動です。

国民たすけあいの「赤い羽根」の共同募金とともに、「緑の羽根」の募金運動は一人一人が一本の木を植える気持ちで皆で協力しあう国民運動です

阿久根市では今年は九六〇〇本の緑の羽根を町内や会社工場、学校、街頭などの募金を通じて消化することになつています。

私たちの国土を緑の美しい国土にするため、皆で協力されるようお願いします。

運動期間
二月二十日から三月二十日まで

緑の週間
三月一日から七日まで
一日　家庭緑の日
二日　職場緑の日
三日　交通緑の日
四日　山の緑の日
五日　街の緑の日
六日　学校緑の日
七日　緑愛育の日

"住宅金融公庫"が増築資金を貸付

申込受付期間は三月二十日まで

住宅金融公庫では大衆の住宅難の解消をはかるために昨年から新たに既設住宅の増築に対する融資を行っていますが、既に第一次、第二次の貸付を終え、今回更に第三次の申込み受付を次の要領で行っておりますので御利用下さい。

増築資金借入要領

一、申込受付期間
昭和三十一年二月十三日から同三月二十日まで

二、融資の出来る増築
(1)既存住宅のある敷地内に増築し、増築によつて住宅部分（居室、押入、床の間、台所、納戸、廊下等）の床面積を増加するもの。
(2)既存住宅の住宅部分の延坪数をも含めて増築後の一戸当りの住宅部分の総延坪数が、九坪以上三十坪以下であること
(3)公庫の既融資住宅に増築する場合は、建築後一年以上経過したものに限り且つ増築の融資坪数が前回の新築融資を受けた融資坪数と合算して二十坪を超えないことが必要です。
(4)昭和三十年第二十二号台風の罹災者に対する増築及び罹災住宅部分の復旧工事についても、前記各号の条件に従つて受付けをします。

三、貸付を受けることの出来る人
自分の所有する既存住宅について、自ら居住するため増築を必要とする人で、次の各号の条件が必要です。
(1)公庫から資金の貸付を受けなければ増築できない人。
(2)増築に必要な自己資金（頭金）を有し、毎月の現金収入が毎月払に計算した当初の償還元利金（十万円につき約木造二二〇円、簡易耐火一六〇〇円、耐火構造一四〇〇円）の凡そ七倍以上ある人
(3)申込人と同等以上の資産収入を有する保証人二名以上を有し、且つ借入金が十万円以上となる場合は、増築に係る住宅等適当な不動産を担保に提供できる人。

四、貸付条件
(1)利率年五分五厘
(2)貸付期間
木造及び防火構造は五年以内
簡易耐火構造　八年以内
耐火構造　十年以内
(3)償還方法
毎二ヵ月払元金均等償還
(4)貸付金
住宅部分の建築費（標準建設費）の五割以内

五、申込の手続、貸付予定者の選定
(1)申込の手続に必要な書類や手続等については最寄りの左記受付金融機関へ御問合せ下さい。
(2)貸付予定者の選定は最初の間は受付順に逐次申込内容等を審査の上、その後の設計審査申請等の手続をする者を決定しますから、増築融資御希望の方は、なるべく早目に御申込下さい。

受付金融機関は
旭相互銀行出水支店又は阿久根支店

近づく嬉しい入学期！

竣工を急ぐ西目小の新校舎

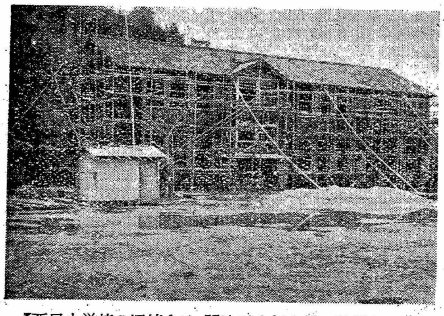

【西目小学校の旧校舎は明治三十年六月に建築されたもので老朽と白アリのため30年度予算387万円を以て12月中旬宮園組が着工、木造二階建一棟160坪（六教室）で四月初旬に竣工の予定】

少年犯罪の60%は窃盗

放任するな家庭のしつけ

阿久根警察署

波風もない平和な明け暮れのようには見えますが、阿久根警察署で取扱つた昭和三十年中の成人と少年犯罪は刑法犯のみでも一日に一件平均の事件が発生しています。そのことは市内のどこかで善良な市民の誰かゝ被害を受け迷惑していることになります。

昭和二十九年と比較すると件数、人員ともに減少してはいますが、犯行の手段方法は全国を通じて凶悪化し巧妙化する傾向にあります特に少年犯罪に対してはすべての人が関心をもち、あらゆる機関を通じてこれが防止に努力していますが依然として後を断たない現状です。

如何に苦しい毎日の生活であつても子供だけは立派に育て、立派な社会人として送り出さうではありませんか。

統計上に表はれている少年犯罪の主な原因や動機は

一、放任している家庭
二、だしなみのない家庭
三、子供に甘い家庭
四、余り厳格過ぎる家庭等であります。

人の子吾が子の差別なく補導育成に努め、明るい社会の建設に努力しましよう。

少年犯罪検擧数

	29年 人員	29年 件数	30年 人員	30年 件数	対比 人員	対比 件数
暴行	5	8			−5	−8
傷害	2	4	1	1	−1	−3
恐喝		1			0	−
窃盗	50	117	50	112	0	−5
詐欺		2	1	1	+1	−1
横領	1	1	2	4	+1	+3
他犯	7	1	6	10	−1	+9
刑法	86	86	68	68	−18	−18
交通違反	2	4	1	3	−1	−1
其他法令違反						
総計	153	233	129	199	−24	−3

國勢調査で和田さん（倉津）

總理大臣より表彰

昨年十月一日行われた国勢調査の優良調査員として倉津の和田清太郎さん（66）が輝やく総理大臣表彰を受けられた。

和田さんは昭和十年以来駐在員を15ヵ年、小組合長三ヵ年、民生委員十ヵ年という経歴の持主、これまで国勢調査四回、その他漁業センサス、農業センサス等熱心な調査員として県や市からも度々表彰されている和田さんは

「統計という仕事は地味で面白味のないような気がしますが、実際やってみると色々興味のあるものです。私のやつた小さな仕事が国の施策に少しでも役に立つたことはうれしいことです」と語つておられた。

30年度分

所得税申告は3月15日まで

昭和三十年度分の所得税の確定申告は三月十五日までであります。

申告を必要とされる方でまだ済んでいない人は三月十二日、十三日の二日間、市役所に税務署係員が出張しますので、この期間内に是非申告を済まされるよう御知らせします。

熊本縣下に豚コレラ！

病豚の移入に警戒

豚コレラの恐しいことは皆さん既によく御承知であります、今年は既に山口県や北九州に発生し去る二月十五日早くも熊本県阿蘇郡に飛火し、豚の商取引に密接なつながりをもつ本市ではまん延の危険が多分にあります。

病豚の移入、病死豚の海中投入による漂着なども懸念されますので、浸入防止には充分警戒されもし本病類似の病豚を発見したら速に市農林課へ御連絡下さいます様願います。

春先は火災のキケン期

全國一齊に〝火災予防運動〟始まる

二月二十九日から三月十三日までの二週間、全國一斉に火災予防運動が実施されます。

三月から四月にかけて例年風が強く湿度も低く空気が乾燥して出火しやすいばかりでなく、特に大火が頻発するおそれがあり、全国的に火事は春先に集中し最も注意しなければならない季節です。

昨年は当市においても農高校の大火をはじめ九件の火災が発生し、損害額は約一五〇〇万円に達しましたが、近くは名瀬市の悲惨な大火が物語るように瞬時にして莫大な損害を生み、さてこれを復旧することになりますと生やさしいことでは元通りにすることは出来ません。

火災の予防についてはあらゆる対策がなされ、消防施設はますます強化されているにもかゝわらず、火災統計は遺憾なく私達の常識をあざ笑い皮肉るかのように年々増加を示しています。伝染病には予防接種をすれば病気に対する免疫効果が現れますが、毎年全国的に実施される防火運動の実効は一向にあがらず、むしろ季節的にも防火運動前後が多く発生しているようです。いくら呼びかけても市民の一人々々が火防に努めなければ無駄であります。どうか皆さん、この運動期間だけでなく阿久根市から火災を出さないように致しましょう。

火防の徹底を期するために市消防団では異状気象下における大火撲滅特別警戒運動にはいり

①防火宣伝
②消防訓練
③カマド煙突の一斉検査
④水利検討調査
⑤特殊建物消防訓練
⑥防火座談会

等を計画実施致しています。家庭や職場を守るために特に次の点に注意を致しましょう。

(1)外出及び就寝時には必ず『火の元』を検査し附近に可燃物を置かないこと
(2)子供に絶対火遊びをさせぬこと
(3)家庭におけるカマド、煙突、七輪、こんろ、風呂場、電気器具などは常に検査し、完全なものを使用すること
(4)危険物（油類）及び可燃物の取扱いに十分の注意を払うこと
(5)火気取締の責任者をきめ取締の完全を期すること
(6)消火機、消火用水、消火バケツ等の備へ付け及び整備をなしておくこと

消したはず 消したはずでは燃えるはず

採石業者は 通産局長に届が必要

昭和二十六年一月三十一日から採石法が施行され、岩石採取事業の健全な発達をはかることによつて、公共の福祉を増進するために採石権の制度が設けられていますが、当市においても戦災復興、都市計画、土地改良事業など飛躍的に隆盛した土木建築業に附随して採石業もまた盛んになり、市内の石材採取場も相当数にのぼつています。

しかし大方の業者は火薬類の許可だけで法的採取権を持つていない実情であり、もし万一種々の紛糾が起きた場合この採石権が大きく物を云うことになり、事業を営む上に非常に有利になります。採石業者手届は本人が直接福岡通商産業局長に左の様式により届出ることになつています。

もし途中で休業すれば休業届、又開始すれば開始届、廃止すれば廃止届をするよう定められてあります。

又毎年三月末日までに通商産業大臣が定める様式によつて業務の状況による報告書を通商産業局長に提出しなければならないことになつていますので、是非所定の手続をされるよう願います。尚詳細については市商工水産課へお問合せ下さい

※様式

採石業者手届

一、採石場の位置
一、採取する岩石の名称
一、着手年月日
一、事業の概要
　イ採石の用途別種類
　ロ従業員数
　ハ月間又は年間採石量
　ニ設備の概要
　ホ採石する土地の自己所有、他人所有の別

右の通り採石業に着手したのでお届します。

住所
採石業者氏名又は名称
昭和　年　月　日
福岡通商産業局長　讃岐喜八　殿

※添付書類
イ他人の土地を採石する場合、土地所有者との間に取交された契約書の写
ロ採石場の位置図
採石場の位置を知るため五万分の一の図面に採石場を図示する旨又は略図作成のこと

固定資産課税台帳の縦覧 3月1日から20日迄

異議申立は 三月三十日まで

昭和三十一年度分の固定資産の課税標準になる土地家屋、償却資産の評価格がこのほど決定、左記場所において三月一日から課税台帳の縦覧を行つています。この台帳に登載の評価格は縦覧期間が過ぎればそのまゝ確定し、これによつて三十一年度分の固定資産税が算定されますので、もし評価格に不服や納得のいかない方は三月三十日までに阿久根市固定資産評価審査委員会（市税務課内）に〝再審査〟の請求をすることができます。

一、縦覧の期間
　三月一日から二〇日まで
　毎日午前九時より午后五時まで
二、縦覧の場所
　市役所税務課内
　脇本地区は三笠支所で

美味しい〝促成トマト〟 1月16日に農業高校で初出荷

阿久根農業高校は農業普及連けい事業について九州唯一の全国指定校（全国で一〇校）としてその特色を生かし、地元関係機関の協力を得て着々と成果をあげている。昨年四月下旬二〇坪の温室を設備、メロンを9月－10月にかけて収穫し10月初めにトマト一四〇本を定植、順調に成育し現在10段まで開花、七段目まで親指大の実を結び、1月16日に初出荷（市内向）百匁四〇円の高値で販売されており、担任の鳩之補先生は3月末には胡瓜を出荷するのだと張切つておられる。

尚20坪の内10坪には熱帯植物35種が育成されている

阿久根市の有権者数 21.614

基本選挙人名簿の登載人員が確定

今年の12月19日までの各種選挙に使われる基本選挙人名簿の登載人員が、去る12月20日次の通り確定いたしました。

投票区	男	女	計
第1 波留、大丸、鴛倉津、遠見ケ岡	957	1.152	2.109
第2 町、浜、高松	590	727	1.317
第3 上野、新町	792	1.009	1.801
第4 段、中村	470	541	1.011
第5 大川	800	986	1.786
第6 尻無上、中、下	614	789	1.403
第7 牛之浜	371	435	806
第8 西目（本之牟礼を除く）	939	1.061	2.000
第9 鶴川内	477	533	1.010
第10 田代上、中、下	282	302	584
第11 折口、多田	621	702	1.323
第12 遠矢、馬場	347	420	767
第13 尾崎、弓木野	304	374	678
第14 本之牟礼	85	114	199
第15 馬場脇本浜下村西上原脇之浦東黒浜	712	842	1.554
第16 深田、黒上、黒下太鹿	615	685	1.300
第17 大谷、松ケ根小瀬八郷	202	221	423
第18 古里潮之浦上下	458	515	.973
第19 大潮川、笠山、鳳田、桐野上下	259	311	570
合計	9.895	11.719	21.614

小型機船底びき網漁業の許可申請について

小型機船底びき網漁業（総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業）は農林大臣が定数を定めた範囲内において、知事の許可を必要とする漁業であるが、今回県漁業調整規則に基いて当該漁業の内手繰第二種漁業（えさびき）手繰第三種漁業（貝けた）の許可、又は起業の認可をする数とその申請期間が希望者は当該漁業の許可又は認可申請書に所属漁業協同組合の同意書を添付の上示された期限内に市商工水産課に提出して下さい

◆漁業種類
小型機船底びき網漁業
手繰第二種（えさびき）
手繰第三種（貝けた）

◆申請期間
昭和三十一年二月二十日から三月十九日まで

◆漁業区域
地元市町村沖合

◆許可又は起業認可する数
一三〇

犬には必ず鑑札を

飼育者の皆様へ

★犬君よりのお願い★

僕の名はエス、半年ほど前赤瀬川という部落から貰われて来ましたが、あまり幸福ではありません。

A工場に働いている主人と奥さんと達ちやんと僕の四人暮しで、留守番が僕の役目です。奥さんも達ちやんも可愛がつてくれますが、僕の一番苦手は主人です。つい最近も夜おそく酒を飲んで帰つて来た途端に僕の丁度をあの革靴で力一ぱいけりました。そのためか腹痛で二三日は御飯も食べることができませんでした。

こんな事位は我慢しますが僕等が生活をして行く上に一番大切な登録と狂犬病予防注射もしてくれないのです。仲間からは戸籍のない野良犬として相手にされません。

三月六日から野犬狩りが始まるとかで、一昨日奥さんが主人に「エスも市役所の衛生課へ行つて注射を受けさせ、注射済証と鑑札を貰つてきましようか」と云うと主人は「あんな雑犬に一年に七百円も出す金はないよ」と一口ではねつけたのです。僕はその時だけは悔しくて悔しくてたまりませんでした。今も肩身の狭い思いで暮していますが、注射済証と鑑札をつけていないと何時かは手に腕章をつけた二人の男に、つけ輪の針金で捕えられてしまう悲しい運命にあります。

友達の話によれば阿久根市に住む僕等の仲間で約八〇％しか市役所の衛生課に登録されていないそうですがどうか飼育者の皆様、僕等が可愛がれば可愛いゝほど僕等の生命を守る予防注射済証と犬鑑札を受けさせて下さい。残る二〇％の仲間よりの切なる願いであります。

家庭

押入れを考え直そう!!

生活改善は身近に

広い大きな家でも物をしまう所のないのが今迄の住居の欠点です。

それでいきおい暗い納戸に何でも放り込むという家が多いですが、これから家を建てる時は出来るだけ整理ができるように考えて作りたいものです。

押入れのないところは押入れを作るようにしたいと思いますが、今までの押入れは言葉のように種々の品物を雑然と押し入れるところでした。これから先は押入れも便利なように工夫して作りましよう。

押入れの奥行三尺は深すぎます。私達の手の長さは六〇糎ですから二尺から先のものは取り出しにくくなります。又押入れは空間が多いのでこの利用も考えましよう。

こゝにいくつかの押入れの改造を紹介いたします。

イ上にパイプを二本わたしてハンガーをかけ、洋服ダンスに改造する

ロ行李を台車にのせておく奥の方だけに車を二個つけておくとよい。元の位置にもどす時、奥の壁を痛めぬように床板にも桟を打つておく

ハ中棚を狭く改造して小物棚をつくる。フトン入れと洋服入れの兼用

ニ戸の裏はハンガーに利用する

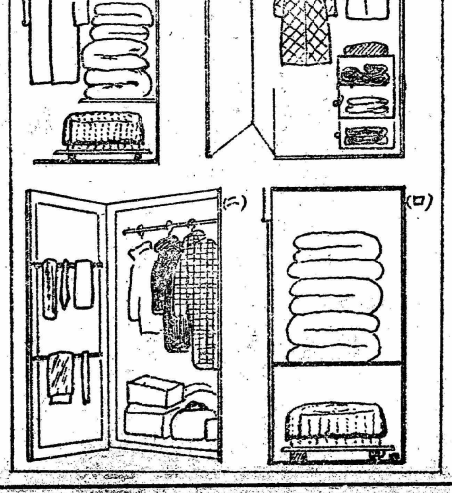

次々に建設される〝市営住宅〟

第一種　木造住宅
潟地区に6戸
高松町に4戸

三十年度事業として第一種木造平家、一棟一戸建（一〇・五坪）を高松町に四戸（阿小運動場東側の台地）同じく潟地区（旧みかん山跡）に六戸を大和木工、阿久根建設の手で、近く敷地の整地終了をまつて着工することに決定、完工は四月末の予定。

母子用住宅を
潟地区に12戸

第二種簡易耐火住宅平家二棟で一棟六戸建（一戸当六坪）、潟地区の旧みかん山跡に整地をまつて川内市春園組の手で着工、五月末完成の予定。

簡易耐火住宅
高松町に6戸

第一種簡易耐火住宅平家一棟六戸建（一戸当二〇・五坪）を高松町阿小運動場東側の台地に建設することに決定五月末完成の見込み。

配給のお知らせ

三月分のお米の配給割合は

内地米	九日分	
準内地米	二日分	
外米	四日分	
計	十五日分	

この外希望配給として内地米三日分の配給があります

水道修繕の申込みは

電話三一二番へ

水道現場事務所に電話を新設致しました。昼間（平日のみ）及び夜間は電話三一二番へ日曜、祭日は従来通り

電話二三四番（水源地へ申込み下さい）

市報あくね

発行人　市長　阿久根　松田
編集所　調査課
TEL（代表）140

市議会第一回定例会

31年度予算審議始まる

一般会計　一億四千三百三拾万円
特別会計　二千六百八拾万円

昭和31年度阿久根市の台所を決定する第一回定例会は3月12日開会、20日間の会期を以て慎重審議することになったが、市長は審議に先だち、新年度の施政方針を中心に予算編成の大要を約一時間に亘り概略次の通り説明した。

国有林の払下げ等、概ね所期の成果を収めつゝ、財政的にも後半予想外の多額の財政需要を賄いつゝ、大体順調と思われるのであります。

市長予算説明要旨

市民負擔の公平と利益の平等を

顧みまするに三十年四月十日三笠町と合併いたしまして満一年、新しい構成員による不慣れや、行違い、慣行の相違など行政運営に一抹の不安を感じないではありませんでしたが、大方円満な推移を辿り、巷に不満の声を聞くこともなく、道路の開設、産業経済の進展、教育文化の向上、或は国有林の払下げ等、概ね所期の成果を収めつゝ、財政的にも後半予想外の多額の財政需要を賄いつゝ、大体順調と思われるのであります。

昭和31年度阿久根市の台所を決定する第一回定例会は3月12日開会、20日間の会期を以て慎重審議することになったが、市長は審議に先だち、新年度の施政方針を中心に予算編成の大要を約一時間に亘り概略次の通り説明した。

国有林の払下げ等、概ね所期の成果を収めつゝ、財政的にも後半予想外の多額の財政需要を賄いつゝ、大体順調と思われるのであります。

三十一年度も国の施策に調和し三十年度に引続き(1)全市民の負担の公平と利益の均てんを図り(2)財政の一層の健全化に意を用い(3)消耗的経費を抑制して事業経費を豊富にする基本線に則って貴重な市税を有効に運用し、財政規模を引締めて収支の均衡を保ち以て四万一千市民の永遠の福祉を図って行きたいと所存でありますので、何卒一層の御援助と御協力をこいねがう次第であります。

尚本年度は別に条例で御審議を願う予定でありますが恩給特別会計を設けて、恩給経理を明確にし、職員が安んじてその職務につき能率の向上に役立てたいと存ずる次第であります。

以上三十一年度予算は

一般会計
一四三、二七六、〇八一円
水道特別会計
一九、〇五二、八一〇円
国保特別会計
七、二三九、五〇〇円
恩給特別会計
四九五、二九六円
総計
一七〇、〇六三、六八七円

で昨年度に比し三〇、五五二、七三〇円の減であります。

以下会計別に概略御説明いたします。

一般会計

前年度の一七八、五二四、六一三円に対して本年度は一四三、二七六、〇八一円で三五、二八八、五三二円約二〇%の減少でありまして、単純に比較しますと如何にも大巾の減少のように見えますが、前年度二六三四万円に上る学校建築費が本年度は全然計上されていないこと、阿久根護岸の完成、高之口護岸の一部完成、佐潟港湾の災害復旧事業の中止など、災害土木費の八七〇万円に上る著しい減少、旧三笠町過年度支出四五三万円、住宅費二六三万円の減、市長市議選、知事県議選六四万円、合併祝賀費五〇万円、国勢調査二一万円等特殊の事情を控除すれば前年度は一億三四九七万円となり、むしろ本年度が八三万円の増加となるのであります。

又一般財源のみについての比較を見ますると前年度の九九、四八一、九六七円に対して本年度は九六、五三〇、三七〇円で、二、九五一、五九七円、三%の減を示していますが、前年度は旧三笠町過年度収入三、三五六、二九三円、繰越金二二八九、八七六円を含んでいるので現年度分は九三、八三五、七九八円となり、逆に本年度分が二、六九四、五七二円、二、八七%増加しているのであり、更に本年度は学校建築に約二〇〇万円の一般財源の支出が見込まれますのでこれを加えますと約四七〇万円、五%の増加となるわけであります

財政規模を引締め　収支の均衡を保つ

才入

〔公営企業及財産収入〕

二二九万円で、公益質屋収入約五〇万円、土地売払代金一六〇万円その他配当金収入などであります。

〔使用料及び手数料〕

住宅使用料一四二万円を主とする使用料一七八万円戸籍、諸証明、督促、農地才入の構成割合は学校建築計上見合せや災害土木事業の減少などで国庫支出金、市債が減少し市税及び地方交付税を主とする一般財源が七〇%を占め、国、県支出金、市債、寄付金等の特定財源が三〇%であります

尚自主財源は市税の三五%を大宗として財産収入、使用料、手数料などを含め四〇%でその他は大方国に依存しているのでありまして、これが六〇%を占めております。費目別には

〔市　税〕

調定額に対して約九一%、滞納繰越見込額について四五%、五〇、五六七、九二五円を計上いたしました。これは予算総額の三五、二九%となっていましてまことに重要な財源でありますので市民皆様の一層の御協力をお願いいたします。

〔地方交付税〕

前年度三六〇〇万円に対して三九三〇万円を計上いたしました。これは大体三十年度最終の交付見込額を一応計上したわけでありまして

〔国庫支出金〕

三〇九〇万円で前年度と同様、社会福祉関係が最も多く生活保護費を主として一四二七万円、失業対策事業六四三万円、災害土木補助四六万円、教育関係一二七万円、農業委員会その他一三一万円で、前年度の四九〇〇万円に比較すれば三七%の減少でありますが、これは学校建設の計上見合せと災害土木事業の減少によるのであります。

〔県支出金〕

土地改良事業補助二一八万円が主なるもので社会福祉関係の事務その他負担金二八万円、衛生関係三〇万円、農林水産関係二四万円県税徴収委託金二〇万円、その他所定の補助金負担金であります。

〔寄付金〕

消防自動車購入並に運営寄附金が一二〇万円、漁港修築負担金五〇万円、その他ピアノ購入寄附、南国交通よりの寄附等取まとめまして二一六万円であります

〔雑収入〕

証明などの諸手数料が一四七万円、計三二五万円で前年度より減少しておりますがこれは大島キャンプ関係の棧橋、テント使用料が徴収されない関係であります

〔市　債〕

前年度の二一六〇万円に対して七〇〇万円の三分の一に過ぎず大巾な減少でありますが、前にも度々触れましたように学校建築、災害土木など公共事業の関係で三〇年度の実績に徴して大体六〇%を見込んで計上いたしました。

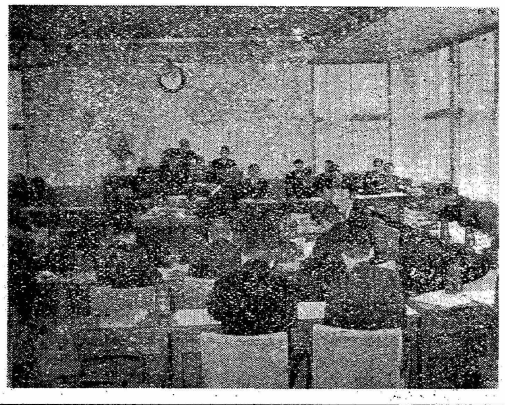

消耗的経費を切詰　事業経費を豊富に

才出

〔議会費〕

四五四万円で前年度に比し約三〇万円の減でありますが、これは前年度に議員功労金三〇万円を含んでいたことゝ本年度は職員給が一人分減額されているためであります。

〔市役所費〕

二七八二万円のうち人件費が監査委員書記及び臨時傭人賃金を含んで二四一四万円で八七%を占めていますが、退職者に優遇の規定を設けましたので一般会計では九名の退職者がありましたが、合併前からの臨時傭人の職員引直しと、自動車運転者等の新規採用で不補充の建前にも拘らず前年度と同様の一三〇人の職員給を計上し、結局人件費は期末手当〇・二五カ月の増額と昇給との関係で約九〇万円を増加していますが総体的には三十年度より一三〇万円の減額であります。

〔消防費〕

六一〇万円で前年度の約倍額に上っております。これは市街地の七ケ分団を本部団に統合して消防自動車を購入することゝ山間地帯への消防態勢整備のための可搬動力ポンプの購入並びに動力ポンプ購入補助、三笠分団車庫設置その他消防力の機動化と施設整備を計ったためであります。

〔土木費〕

年次計画による道路橋梁新設改良費が本之牟礼林道の一部と良釜川及根護岸道路側溝新設を含めて三八四万円道路補修を推進するためのトラック購入を見込んで維持修繕費が二八〇万円、新田川、唐田川の補修並びに高松川改修負担金を主とする河川費七八万円、漁港修築負担金四二〇万円、都市計画事業の整備関係経費が一九万円、災害土木費が高之口護岸の残部分と、大漁港の改修、災害道路の補修に六七四万円、総計一八六〇万円で前年度に対しては五九八万円約三二%の減少でありますが、災害土木費八七〇万円の減少によるもの、災害関係以外の土木費は約二五〇万円の増加であります。

〔教育費〕

前年度の四三一八万円に対して一八三一万円で半額にも達しないわけでありますが、前年度二六四八万円に及んだ二学校建築費が計上していなかったためであります。

内容は教育委員会費が四三〇万円で大体前年度に等しく、小学校費は七九七万円で一一三万円も増加していますが、これは大川小学校の給食関係経費が六八万円とピアノ購入費三八万円が増加の原因であり、中学校費は四〇九万円で大体前年度と同じく、その他の教品の奨励費八万円と工場誘致調査費として五万円を計上、水産費は前年度に引続き大規模漁業の不振に鑑み沿岸漁業振興を目ざして築磯、海藻類増殖、漁港施設補助を主として一〇一万円又観光費は大島の経営を南国交通にまかせたので陸地観光施設整備その他で二六万円を計上いたしました。

土地改良事業費は井堰、堤塘、水路の災害復旧事業費三四五万円、水路、井堰溜池の単独事業補助五九万円、折多、新田、筒田土地改良事業の借入金償還補助などの補助金一二六万円を主として五四三万円で前年度より六六万円の増加であります

〔財産費〕

笠山市有林の手入費用の七割（江内三割負担）と松毛虫の防除費五万円、その他で市有林管理費が一七万円、市営住宅管理費が潟のアパート雨漏修理費三〇万円を含んで九〇万円、笠山造林費の七割二〇万円、二十九年度購入の本之牟礼国有林第三年度償還金元金一二〇万円、利子六二万四千円等三一〇万円であります

〔保険衛生費〕

二四五万円で前年度より一一万円の減少でありますが、前年度は屠場用地購入費二一万円があったためであります、その他は多少の増加でありますので一般衛生業務は前年度程度で推進いたしたいと思います。

〔産業経済費〕

一三五〇万円で対前年度七〇万円の増加であります

農業委員会費はすべて消耗的経費で大体前年度と変りなく、農業費は県費補助に期待出来ないためと病虫害防除補助を本年度は器具購入補助に切かえた関係並びに大体補助の目的を達したと認められるものについて打切又は減額したためと奨励費に減少をみましたが一方農場敷地の購入費六二万五千円を計上いたしましたので予算額は前年度に比して約一〇万円の増加。

畜産費は阿久根畜協の馬房建築、三笠畜協の市場建築並に養鶏組合の倉庫集卵孵建築補助などで前年度の三〇万円が大体前年度に等しく、小学校費は七九七万円で一一三万円も増加していますが、これは大川小学校の給食関係経費が六八万円とピアノ購入費三八万円が増加の原因であり、中学校費は四〇九万円で大体前年度と同じく、その他の教品の奨励費八万円と工場誘致調査費として五万円を計上、水産費は前年度に引続き大規模漁業の不振に鑑み沿岸漁業振興を目ざして築磯、海藻類増殖、漁港施設補助を主として一〇一万円又観光費は大島の経営を南国交通にまかせたので陸地観光施設整備その他で二六万円を計上いたしました。

土地改良事業費は井堰、堤塘、水路の災害復旧事業費三四五万円、水路、井堰溜池の単独事業補助五九万円、折多、新田、筒田土地改良事業の借入金償還補助などの補助金一二六万円を主として五四三万円で前年度より六六万円の増加であります

〔財産費〕

笠山市有林の手入費用の七割（江内三割負担）と松毛虫の防除費五万円、その他で市有林管理費が一七万円、市営住宅管理費が潟のアパート雨漏修理費三〇万円を含んで九〇万円、笠山造林費の七割二〇万円、二十九年度購入の本之牟礼国有林第三年度償還金元金一二〇万円、利子六二万四千円等三一〇万円であります

〔統計調査費〕

合併記念市勢要覧印刷費一五万円を含めて二〇万円であります。

〔選挙費〕

本年度予定される参議院議員選挙費、北薩海区漁業調整委員会委員選挙費を従来の実績に照して計上、その他は大体前年度通りで八四万円を計上いたしました

〔公債費〕

長期債の元利償還金九四五万円、一時借入金利子として前年通り二〇万円、計九六五万円で前年度比比して一八三万円の増加で財源に乏しい当年度は次第に重荷になりつゝあります九四五万円のうち二七〇万円は地方交付税に算定交付されますので、市税で賄う分は六七五万円であります

〔諸支出金〕

徴税費一一三万円、恩給基金として積立金一〇〇万円、国民健康保険特別会計への繰出金五〇万円その他三万円計二九八万円を計上しました

〔予備費〕

前年度と同じく二〇万円を計上いたしました。

以上才出の概要を説明いたしましたが、消防費、産業経済費、公債費を除き、何れもそれぞれの事由で減少いたしております。

減じたわけであります。

〔保険衛生費〕

二四五万円で前年度より一一万円の減少でありますが、前年度は屠場用地購入費二一万円があったためであります、その他は多少の増加でありますので一般衛生業務は前年度程度で推進いたしたいと思います。

〔産業経済費〕

一三五〇万円で対前年度七〇万円の増加であります

農業委員会費はすべて消耗的経費で大体前年度と変りなく、農業費は県費補助に期待出来ないためと病虫害防除補助を本年度は器具購入補助に切かえた関係並びに大体補助の目的を達したと認められるものについて打切又は減額したためと奨励費に減少をみましたが一方農場敷地の購入費六二万五千円を計上いたしましたので予算額は前年度に比して約一〇万円の増加。

畜産費は阿久根畜協の馬房建築、三笠畜協の市場建築並に養鶏組合の倉庫集卵孵建築補助などで前年度の三〇万円が大体前年度に等しく、小学校費は七九七万円で一一三万円も増加していますが、これは大川小学校の給食関係経費が六八万円とピアノ購入費三八万円が増加の原因であり、中学校費は四〇九万円で大体前年度と同じく、その他の教品の奨励費八万円と工場誘致調査費として五万円を計上、水産費は前年度に引続き大規模漁業の不振に鑑み沿岸漁業振興を目ざして築磯、海藻類増殖、漁港施設補助を主として一〇一万円又観光費は大島の経営を南国交通にまかせたので陸地観光施設整備その他で二六万円を計上いたしました。

土地改良事業費は井堰、堤塘、水路の災害復旧事業費三四五万円、水路、井堰溜池の単独事業補助五九万円、折多、新田、筒田土地改良事業の借入金償還補助などの補助金一二六万円を主として五四三万円で前年度より六六万円の増加であります

〔財産費〕

笠山市有林の手入費用の七割（江内三割負担）と松毛虫の防除費五万円、その

水道特別会計

水道特別会計は経常経費に佐潟地区への延長工事を含んだ上水道勘定が、一二一一九、八一〇円、脇本地区の簡易水道建設を主とする簡易水道勘定、六、九三三、〇〇〇円、合計一九、〇五二、八一〇円であります。

上水道勘定

一二、一一九、八一〇円のうち五、三六〇、〇〇〇円は佐潟地区への拡張工事費でありまして、その他の六、七五九、八一〇円が現在の事業の経常費で、事務所費一、二〇九、六九四円、事業費二、三四八、七三八円、公債費三、一五八、八四六円その他四、二、五三二円であります。

才入　は佐潟地区への拡張工事費はすべて市債によることとしその他の経常経費は公営企業収入及水道使用料を充当しました

簡易水道勘定

29、30両年度に亘って黒之浜簡易水道は完成いたしまして これが経営は黒之浜水道組合に引継がれ、一切の管理は同組合で処理いたすわけでありますが、工事費のうち市債によった部分の償還金は形式上市の予算を通づる必要がありますので地元の寄付を財源として本予算に、一七五、五〇〇円を計上いたしました。本年度は脇本地区の簡易水道設置えの要望が強いのでこれが事業費として六、七五七、五〇〇円計上し是非実現をはかりたいと思います。

国保特別會計

国民健康保険は国の指導方針に基いて予算の編成をいたしました。

事業勘定

施設勘定　四、八〇二、三〇〇円
　　二、四三七、二〇〇円
計　七、二三九、五〇〇円

事業勘定

市役所費一一一万円、保険給付費二九七万円、保険施設費一四万円、趣旨普及費一〇万円、公債費一七万円諸支出金二七万円を計上いたしました。これまで国民健康保険の中核をなす医療給付は相当制限されていましたが、31年度は療養費の国庫負担二割に改正されるに伴って療養給付の制限も大巾に緩和されたため、給付費も増加を余儀なくされたわけであります。

才入　として は保険税の二五〇万円対前年度一七万円増、国庫支出金が七〇万円で対前年度五〇万円増、繰入金が前年度の三五万円に対して一五万円増の五〇万円が主なものであります。

施設勘定

二四四万円は殆んど診療所の人件費と薬品費から成立っておりますが、極力直診本来の目的であります予防衛生に主力をおきまして医療費の減額を計って行きたいと思います。

恩給特別會計

本年度から新たに創設した会計であります。

本市の職員は戦後の採用が殆んどでありまして、現在では恩給費の支出は少ないのでありますが、10年乃至15年後には相当多額の恩給費の支出が予想されるので恩給費の支出が一般会計を圧迫することもあり得ることでありますので、町村恩給組合えの負担金の約半額を積立てて基金とし、このうちからその年度の所要額を支出して行きたいと思うのであります

本年度は現在確定している義務額が四九五、二九六円でありますので、これを基金から繰入れて支出したいと思います。

御存じですか　四月一日から實施される
新しい醫藥分業制度

医薬分業は四月一日から実施されることになっています。

この新しい制度の実施はわが国の医薬制度の改革を意味するとともに、私達の日常生活にも大きい影響をもたらすのであります。そこで医薬分業制度とはどのような内容をもつものかについて要点を説明しますと

医薬分業制度は医療制度の基本的な原則で、医師及び歯科医師と薬剤師の役割を分け、患者を診断し必要な処置を施し、その患者の投薬を行うことは薬剤師が責任をもち、調査及び投薬を行うことによって国民の医療を医師または歯科医師と薬剤師というそれぞれの専門家の分担と協力の下に行い医療制度自体の合理化及び能率化をはかろうとするものであります。

一、医師または歯科医師は患者に薬を与えることが治療する上に必要であると認めたときは、患者またはその患者の看護に当っている者に処方箋を交付しなければならないのが原則であります。

じかしながら法律は、患者は交付された処方箋によってもよし、または その医師に申し出て、その医師に調剤してもらってもよいことになっています。従って処方箋によって薬剤師に調剤してもらっても医師または歯科医師に調剤してもらっても患者の自由であります。

二、医師または歯科医師が処方箋を出さなくてもよい場合は次のとおりです。

(1) 暗示的効果を期待する場合において、処方箋を交付することがその目的達成を妨げるおそれのある場合、例えば神経症（神経衰弱、ヒステリー、不眠神経症等）の場合医師の投薬自体に心理的効果があると認められるとき

(2) 処方箋を交付することが診療または疾病の予防について患者に不安を与えその疾病の治療を困難にするおそれがある場合 例えば癌疾患の場合。

(3) 病状の短期間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合

(4) 診断または治療方法の決定していない場合即ち診断または治療方法の決定していない期間において とりあえず対症療法としてまたいわゆるさぐりを入れつつ薬剤を投与する場合

(5) 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

(6) 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受ける者がいない場合

(7) 覚せい剤を投与する場合

(8) 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

以上が医薬分業制度の内容の概要でありますが、この新しい制度がいよいよ来る四月一日から実施されます

この制度のよりよき運営とその効果をあげるため皆さんの充分な理解と協力をもとめています。

御願い

町や村の明るい話題、自慢話、珍しい催し、学校や團体の動きなどを…

〝市報に掲載〟

どしどし御投稿下さい！

◈ 市報をよく読みましょう！皆さまの市報として親しみろ深めましょうの試みとして、市内のいろいろな出来事や話題を市報を通じて一般にお伝えいたしたいと思います。

◈ 投稿先は市役所調査課内、住所、氏名を明記下さい。字数は600字以内、掲載の取捨簡略化等は 御一任願います。

親しみと信頼をお客に！
市商工会の新しい試み　感謝店会

市内の商店が市民から親しまれ、信頼され、喜ばれるようになることは事実上の商工振興といえましょう「お買物は市内の店で」をモットーに、お客さんえの応待やサービスが最近非常によくなったことは喜ばしいことでありますが、なんといってもお客さんは現ものであり、口先だけではついてこない。

そこでお客えの親しみを深め、サービスの向上をはかり、お買上げには真心から感謝しましょう！と昨年十二月一日市商工会のきもいりで、市内各商店の賛同を得て『感謝店会』が発足売上げ利益の一部をお客さんにお返しする〝感謝券〟が生まれ、映画の招待をかねた抽せん会によって景品贈呈をいうまことに阿久根市ならではの珍らしい催しが実施されることになった

新らしい試みとして注視されたが、一月十四日第一回の抽せん大会が盛況裏に行われ、評をよび、更に三月二日、三日に行われた第二回抽せん大会には昼夜満員の盛況で、招かれたお客さん約三千四百人に対して友達が沢山の立派な景品にほくほくの態……かねては家事におわれ映画には縁遠い主婦連が多かったことも会員の催しなどではとうなずかれ、感謝店会の在り方に好感がもたれ商店の売行もよく一般の協力に感謝している由。

尚感謝券は、商取引の手段ではなくあくまで感謝の表現であり一時の掛引やおせじだけでは成り立つものでなく、たゆまぬ努力！一貫した誠実！これがお客えの真のサービスでありますので、この会が中途半端に終ることのないよう「お買物は市内の店」として市役所内にそういう気持を起させるような雰囲気があるとすれば速に是正されるべきであり、市長のもとに公務をあづかる職員にとって最も大事なことで御気付の点は率直に忠告していただきたいものです。

私どもは皆様に不自由や不便の思いをいだかせないようにと、常々細心の注意を払ってはいますが、落度もあるかと存じますので、おゝらかな気持で要件なり疑問の点がございましたらどしどし申し出て下さい。

明るく住みよい阿久根市の行政が円滑に運営されていく上において最も大切なことは、市民の皆様方と私どもが打ちとけたざっくばらんな気持で接していくことであると思います。

惠まれぬ友に洋服贈る!!
佐潟こども会の〝明るい話題〟

惠まれぬ引越者の家庭が、降りそゝぐ隣人愛に更生の一歩を踏みだした明るい話題……大人たちの胸をうつた〝子供会〟の友情美談がある。

引越者は市内西目佐潟部落におちついた枯木軽吉さん(34)＝仮名＝妻(37)と三男一女があり、昨年十一月屋久島から移ってきたが無一文のうえ軽吉さんは神経痛で働くこともできず、また西目小学校に通学する二人の子供はこの寒空に半スボン姿というありさまで一家は路頭に投げだされたみじめさであった。

見かねた民生委員の福田さんは早速市福祉事務所に保護家庭として申請し、法による所定の援護がなされ近所の人たちも物心両面に救いの手をさしのべた。

このもようを聞いて小、中学生で作っている〝佐潟子供会〟は会長富吉長樹君（阿久根中学校三年生）を中心に三十余名の子供たちが、さっそく常会を開いて「二人の兄弟を助けよう」と話しあい、日曜日を利用して全員が澱粉工場に出てカス運搬の アルバイトを行い、その金額二千円に小使い銭を出しあわせて同家の三人の男の子に洋服を買っておくった。このほか西目小学校の松園チカ先生をはじめ担任の先生たちも通学する二人の兄弟をあれこれ面倒をみているが、この一家は各方面の愛情に支えられ感謝の日を送っている。

着々進む折多土地改良事業
＝總工事費8220万円、延長2500米＝

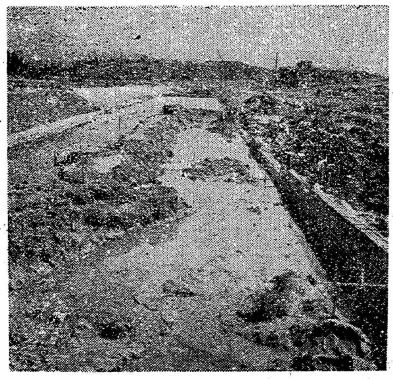

【折多土地改良区（県営河川改修及団体営区劃整理）は昭和26年起工、継続事業として6ヵ年に亘る大事業であり、現在約70％を完了し、31年度に完工の見込。総工事費8220万円（県営分6720、・団体営1500）を投じ直接受益面積160町歩、間接受益面積を含めると300町歩、河川市下流で約24米総延長2500米に及びこれ迄の湿田は工事により現在牛馬耕可能の二毛田化し生産効果は著しく増大されつゝある】

便利な恩給扶助料の振替預入制度
自動的に貴方の貯金に

郵便局の窓口で恩給、年金、扶助料などをお渡しする際一時にどっと押しかけて大変混雑した上に長時間お待せして迷惑をかけていましたが、12月1日から次のような制度が設けられて皆さんの便宜を図ることになりました。

この制度は「年金、恩給の振替預入」の請求手続によって恩給、年金証書を郵政省があづかり（保管証と引替）支払当日わざわざ来ていただかなくても、最初の支給日を預入日附として受領金額がそのまゝ貴方の預金口座に自動的に預け入れされ、何時でもお暇のときに郵便貯金通帳にその金額を記入して差上げる仕組になっています。

大切な証書等の亡失をさけ、支給期のたびに給与金受領書を提出される必要もなく無駄な手数がはぶけて入用のときは何時でも払い出せる便利な制度です。

お申込みは同じ備付の請求書に必要事項を記入されて手持の貯金通帳と恩給証書をお出しになればよいのであります。

尚詳しいことは最寄りの郵便局にお尋ね下さい。

（阿久根郵便局）

小がく一年生のみなさん
入がくおめでとう

▲みなさんにゆうがくおめでとう。おはなです。はやおもさいてる。せんせいもまってる、おともだちもよんでる、いちねんせいはうれしいな

▲ピアノ、オルガン、かみしばい、えんそく、うんどうかい、おもしろいな、しょうがっこう。

▲えもかける、きれいなほん、ひろいうんどうじょう、たかいやね、ラジオ、こくばん、こうちょう、せんせい、おもしろいおはなし、おもしろいがっこう。

▲よいことはみんなげんきです。はやね、はやおき、よくあそび、いっぱいこにこにとなりませんか

▲よいことは、きみです、あなたです。べんきょう、おつかい、おてつだい、いつもにこにこ、はい、はい、はい。

▲よいことは、なかよし、おともだち、おててつないで一、二、三、きょうも、みぎがわ、あのみちを。

▲かあさん、いってまいります。せんせい、おはよう、こんにちわ、とうさん、ただいま、こんばんわ、ねどこでゆめがまってます。おやすみなさい。

お子さんによんであげて下さい

市役所は皆さんのもの
＝ある市職員のささやき＝

要件ができて市役所へ行かうと思うがどうも玄関からは入りにくいと云う、それでついつい裏へ廻って友達かお知合いの職員にたのんで事足りて帰る人をよく見受けます。

市役所は市政の一切について市民の皆さんが自由に出入して話し相手となる場所であることは申すまでもないことで、職員の一人々は心よく迎えるように努めていますが、まだ行きづらい場所と考えられ敬遠される向があるということは残念なことです。

昭和三十一年度第一次の

陸・海・空・自衛官募集始まる

採用人員　陸上9000名　海上700名　航空200名

※ 受付期間　3月20日 ～ 4月16日まで

※ 試験期日　4月25日 ～ 5月7日まで

◉ 詳細は市総務課へお問合せ下さい。